

## ○枚方市教育委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、到着順に受付において、備付けの傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入し、傍聴席に着くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体である場合は、代表者又は責任者が、その団体の名称、所在地及び自己の氏名並びに傍聴人数を同項の傍聴人受付簿に記入するものとする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃砲、刀剣その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラツパ、太鼓その他音を発する物を持っている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 児童及び幼児については、保護者又は監督者が付き添わなければ、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人数の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満員になった場合その他必要がある場合は、傍聴人数を制限することができる。

(係員の指示)

第5条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

2 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。

- (2) 私語又は拍手をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる挙動をすること。

3 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を受けた者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 教育長は、法第14条第7項ただし書の規定に基づき会議を公開しないと決せられたとき又は傍聴人がこの規則の規定に違反したと認めるときは、直ちに傍聴人に退場を命ずることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。